

最高裁秘書第1396号

令和5年5月31日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和5年5月24日に答申（令和5年度（最情）答申第1号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和4年度（最情）諮問第18号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和4年11月21日（令和4年度（最情）諮詢第18号）

答申日：令和5年5月24日（令和5年度（最情）答申第1号）

件名：裁判所職員又はその家族の訃報に接した際、裁判所がその遺族に対して送
っている説明文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「裁判所職員又はその家族の訃報に接した際、裁判所がその遺族に対して送
っている説明文書（弔電、焼香、報道機関への通知に関する希望を聞いたり、
訃報通知の範囲に関する希望を聞いたりする文書を含むが、これに限らない。）
」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事
務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原
判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事
務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、
最高裁判所事務総長が令和4年10月14日付で原判断を行ったところ、取
扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定め
る諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出については、「裁判所職員又はその家族の訃報を受け、その近
接した時期に、裁判所がその遺族に対して送っている説明文書（例えば、弔電、
焼香、報道機関への通知に関する希望や訃報通知の範囲に関する希望を聽取す
るための文書）」と整理した上で、最高裁判所内を探索したが、当該文書は存
在しなかった。

2 職員又はその家族の訃報を受けた際、連絡を受けた職員等において、遺族から、訃報を職員に周知するかどうかの意向や、必要に応じて、葬儀に関する情報、弔電、香料を受け取る意向の有無等を確認し、確認した事項を必要な範囲で職員に周知しているところ、遺族との連絡方法についての定めがなく、確認する事項が限られていることから、遺族との連絡は書面ではなく電話により行なうことが一般的である。もっとも、遺族との連絡手段についての定めがないため、本件開示申出文書が過去に作成された可能性はあるものの、実際に作成又は取得したのか否か及び作成又は取得後に廃棄されたのか否かが判然としない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年11月21日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和5年3月14日 審議
- ④ 同年5月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所は、本件開示申出について、「裁判所職員又はその家族の訃報を受け、その近接した時期に、裁判所がその遺族に対して送っている説明文書（例えば、弔電、焼香、報道機関への通知に関する希望や訃報通知の範囲に関する希望を聴取するための文書）」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、最高裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認したところ、遺族との連絡方法についての定めがないこと、裁判所職員が所属の職員又はその家族の訃報を受けた際、当該連絡を受けた職員等において、遺族から、訃報を他の所属職員等に周知するかどうかの意向や、必要に応じて、葬儀に関する情報、弔電の扱い、香料を受け取る意向の有無等を確認し、確認した事項を必要な範囲で他の所属職員に周知して

いることが認められた。

そして、訃報に接した際の遺族に対する連絡という事柄の性質を踏まえると、職員等が、訃報を受け、その近接した時期に、遺族に対し確認する事項は限られていることから、遺族との連絡について書面ではなく電話により行うことは一般的であるということができる。したがって、本件開示申出文書が過去に作成された可能性はあるものの、実際に作成し、又は取得したのか否か及び作成し、又は取得した後に廃棄されたのか否かが判然としないことから、存在しないとの理由で不開示とする判断に至ったとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口正人

委員長戸雅子